

公立大学法人沖縄県立芸術大学共催等の承認に関する要領

令和6年1月10日

沖芸大要領第27号

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人沖縄県立芸術大学(以下「法人」という。)が共催又は後援(以下「共催等」という。)する事業の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 法人が主体的に実施すべき事業を他の団体等と共同して実施するものをいう。
- (2) 後援(協賛、協力、その他これに類するものを含む。) 法人が事業の趣旨に賛同し、外部的に支援するものをいう。

(名義の種類)

第3条 共催等の名義の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公立大学法人沖縄県立芸術大学
- (2) 沖縄県立芸術大学
- (3) OKINAWA PREFECTURAL UNIVERSITY OF ARTS
- (4) その他法人が設置する附属機関、学部等

(共催等の承認申請)

第4条 共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書(様式第1号)により、原則として当該事業開催予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。

2 前項の共催等承認申請書には、原則として次の各号に掲げる書類を添付する。

- (1) 定款、会則、役員名簿等団体の概要がわかるもの
- (2) 事業計画書、チラシ、パンフレット等事業の内容がわかるもの
- (3) 収支予算書(入場料、参加料等を取る場合のみ)

3 理事長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の資料の提出を求めることができる。

(承認等)

第5条 理事長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次項に定める承認基準に照らして適当と認めるときは共催等承認書(様式第2号)により、不適当と認めるときは共催等不承認書(様式第3号)により、当該申請をしたものに通知するものとする。

2 承認基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者について、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 教育研究団体及び学術団体
 - ウ 新聞社、放送局等の報道機関

エ 芸術、文化、教育又は地域貢献に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体(宗教団体及び政治団体を除く。)

オ その他理事長が認める団体

(2) 事業内容について、以下のすべてに該当すること。

ア 芸術、文化、教育又は地域貢献に寄与する事業であること。

イ 事業の実施にあたり、安全、公衆衛生及び災害の防止について、適切な措置が講じられること。

ウ 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が社会通念上適当であると認められるものであること。

エ 宗教的、政治的色彩を有するものでないこと。

オ 特定の個人、団体の利益を目的とするものでないこと。

カ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと、その他社会的非難を受けるおそれがないこと。

キ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められないこと。

ク その他共催等を承認すべきでない特段の事情がないこと。

3 理事長は、第1項の規定による承認に際し、必要に応じて条件を付することができるものとする。

4 理事長は、第1項の規定により承認を受けたものに対して、事業終了後、必要に応じ共催等事業実施報告書(様式第4号)の提出を求めることができるものとする。

5 共催等の承認期間は当該事業が終了する日までとする。

6 理事長は、第4条第1項の規定により申請したものが第7条の規定により承認を取り消され、当該取消の日から当該申請に係る事業を開始する日まで3年を経過していないときは、第1項の規定にかかわらず、承認をしないことができる。

(承認後の変更等)

第6条 前条第1項の規定により承認を受けたものは、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、その事項、理由等を記載した共催等承認変更申請書(様式第5号)により、あらかじめ理事長に申請しなければならない。

2 前項の規定により共催等承認変更申請書を提出する際、第4条第2項の規定により添付した書類に変更が生じた場合は、その旨が確認できる書類を添付しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定による申請を適当と認めたときは、共催等承認変更承認書(様式第6号)により、当該承認を受けたものに通知するものとする。

4 前条第1項の規定により承認を受けたものは、当該承認を取り消そうとするときは、その理由等を記載した共催等承認取消届出書(様式第7号)により、理事長に届け出なければならない。

(承認の取消し等)

第7条 理事長は、第5条第1項の規定により承認を受けたものが次のいずれかの事由に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

- (2) 第5条第2項に定める承認基準を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要領に違反したとき。
- (4) その他理事長が共催等の承認が適当でないとするとき。

2 前項の規定により、承認を取り消す場合は、共催等承認取消書(様式第8号)により、当該承認を受けたものに通知するものとする。

(損害賠償)

第8条 法人は、前条の規定により承認を取り消したことにより、承認を受けていたものに損害が生じても、その責めを負わない。

2 第5条第1項の規定により承認を受けたものは、当該事業の実施に際し、故意又は過失により法人に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 共催等の承認に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、共催等の承認に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 (令和6年1月10日理事長決裁)

この要領は、令和6年1月10日から施行する。